



埼玉県発行

目次

告示

- 江袋溜井土地改良区の役員就退  
任届 (大里農林) 一
- 県営土地改良事業山王地区(土  
地改良総合整備事業) 計画変更  
及び変更に係る計画書の写しの  
縦覧 (農村整備課) 一
- 県営土地改良事業豊里東部地区  
(畑地帯総合整備事業) 計画変  
更及び変更に係る計画書の写し  
の縦覧 ( ) 二
- 県営土地改良事業上福田地区  
(経営体育成基盤整備事業) 計  
画変更及び変更に係る計画書の

- 写しの縦覧 (農村整備課) 二
- 測量法に基づく公共測量の実施  
(用地課) 二
- 志木市西原特定土地地区画整理組  
合の理事の氏名及び住所の届出  
(市街地整備課) 二
- 開発行為に関する工事の完了公  
告 (川越建築安全センター) 三
- ( ) 三
- (越谷建築安全センター) 三

告示

埼玉県告示第千三百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、  
江袋溜井土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及  
び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十月十三日

一 就任

職名	氏名	住所
理事	塚田修	熊谷市西野三四番地二
同	高橋堅	上根四八二番地
同	春田敏二	田島二二三番地二
同	茂木洋兵	西城八七〇番地
同	川田久夫	上江袋五二三番地一
同	大谷勝彦	同 二〇九番地
同	新井勝	上須戸八五七番地
同	高橋初	上根四八九番地
同	森谷宗司	西城五一〇番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	新井福治	熊谷市上江袋二二六番地
同	塚田修	同 西野三五四番地二
同	高橋堅	同 上根四八二番地
同	春田敏二	同 田島二二三番地二
同	茂木洋兵	同 西城八七〇番地
同	川田久夫	同 上江袋五二三番地一
同	新井勝	同 上須戸八五七番地
同	高橋初	同 上根四八九番地
同	森谷宗司	同 西城五一〇番地

埼玉県告示第千三百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に  
より県営土地改良事業山王地区(土地改  
良総合整備事業) 計画を変更したの  
で、同条第六項において準用する同法第  
八十七条第五項の規定により公告し、及

び当該変更に係る土地改良事業計画書の  
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

埼玉県知事 上田清司

縦覧期間

平成二十一年十月十四日から

平成二十一年十一月十一日まで

埼玉県知事 上田清司

二 縦覧場所  
深谷市役所及び熊谷市役所

埼玉県告示第千三百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業豊里東部地区(畑地帯総合整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日  
埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十一年十月十四日から  
平成二十一年十一月十一日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

埼玉県告示第千三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業上福田地区(経営体育成基盤整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

埼玉県知事 上田清司  
一 縦覧期間  
平成二十一年十月十四日から  
平成二十一年十一月十一日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

埼玉県告示第千三百六十号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

三 作業地域

八潮市鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十一年十月一日から平成二十二年三月十九日まで

埼玉県告示第千三百六十一号

測量計画機関の長である草加市長木下博信から次のとおり公共測量を実施する

旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

埼玉県告示第千三百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定により志木市西原特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十月十三日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
大野 伊平次	志木市柏町五丁目一八番一六号
尾崎 良市	同 幸町三丁目五番一一号
香川 眞	同 一丁目一二番二号
小畦 惠一郎	同 二丁目四番七一号
斉藤 正作	同 二丁目一〇番二九号
相良 幹男	同 三丁目七番一二号
佐藤 紀男	同 二丁目二番三四号
谷岡 正吉	同 四丁目七番八号
綱島 昭四郎	同 三丁目五番一五号
綱島 稔	同 二丁目一〇番二二号
富所 武	同 三丁目一〇番三六号
中野 能	同 三丁目四番五〇号
中森 金三郎	同 四丁目八番八号

公共測量(出来形確認測量)  
三 作業地域  
草加市清門町・長栄町・新栄町(草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業地域)

四 作業期間

平成二十一年十月一日から平成二十四年二月二十九日まで

中森 順一 志木市幸町四丁目二番四五号  
 橋田 喜年男 同 一丁目一三番二号  
 木内 芳弘 富士見市鶴馬二六〇五番地一五  
 就任した理事の氏名及び住所

氏名 住所

大野 伊平次 志木市柏町五丁目一八番一六号  
 尾崎 良市 幸町三丁目五番一一号  
 香川 眞 同 一丁目二番二二号  
 小畦 惠一郎 同 二丁目四番七二号  
 斉藤 正作 同 二丁目一〇番二九号  
 相良 幹男 同 三丁目七番一二号  
 佐藤 紀男 同 二丁目二番三四号  
 谷岡 正吉 同 四丁目七番八号  
 綱島 昭四郎 同 三丁目五番一五号  
 綱島 稔 同 二丁目一〇番二二号  
 富所 武 同 三丁目一〇番三六号  
 中野 能 同 三丁目四番五〇号  
 中森 金三郎 同 四丁目八番八号  
 中森 順一 同 四丁目二番四五号  
 橋田 喜年男 同 一丁目一三番二二号  
 木内 芳弘 富士見市鶴馬二六〇五番

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月十三日  
 埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

二 検査済証番号  
 平成二十一年十月七日  
 第二一〇一〇三号  
 三 開発区域に含まれる地域の名称  
 比企郡吉見町大字万光寺芝田一七一、二〇一六、一三一五  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都千代田区二番町八番地八  
 株式会社 セブニーイレブン・ジャパン  
 代表取締役 井阪 隆一

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十一年十月十三日  
 埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号  
 平成二十一年九月四日  
 指令川建セ第二一〇〇八一〇号  
 二 検査済証番号  
 平成二十一年十月七日  
 第二一〇一〇六号  
 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中新井字天神町六七六一、六七六一四  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 比企郡吉見町大字中新井六七五一  
 小川 隆司

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十一年十月十三日  
 埼玉県越谷建築安全センター所長 坂巻 一男

一 許可番号  
 平成二十一年十月一日  
 指令越建セ第二一〇〇二二二号  
 二 検査済証番号  
 平成二十一年十月六日  
 第二四八一一号  
 三 開発区域に含まれる地域の名称  
 北葛飾郡鷺宮町大字上内字砂原二二九一—四  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 久喜市東三丁目三一五  
 有限会社東ハウジング 代表取締役 吉野 武

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八—八二四—二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—〇四八—八六一—二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm